

義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（新規）

令和5年12月の中央教育審議会「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」の内容等を踏まえ、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示の公示をお知らせするとともに、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての考え方や留意事項等をお知らせいたします。

5文科初第2543号

令和6年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

矢野和彦
(公印省略)

義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）

義務教育段階における遠隔教育の活用に関しては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日遠隔教育の推進に向けたタスクフォース）を踏まえ、遠隔教育が効果を発揮しやすい場面や目的・活動例等の類型化、普及・啓発の実施や、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末及びネットワーク環境の整備等を通じ、これまでその推進を図ってきたところです。また、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に「教科・科目充実型」の遠隔授業を位置付け、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合に、文部科学大臣が当該中学校等を指定することにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしてきたところです（いわゆる遠隔教育特例校制度）。

こうした中、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方や、その実現に向けた取組の方向性について検討が行われ、令和5年12月28日付で「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。中間まとめにおいては、学びにおけるオンラインの活用に関する基本的な考え方を示すとともに、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組として、遠隔教育特例校制度の見直し等が提言されています。このほか、「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日規制改革推進会議。以下「規制改革中間答申」という。）においても、遠隔教育の活用促進のために講すべき措置がまとめされました。

これらを踏まえ、この度、所要の規定の整備を行い、別添1のとおり、令和6年3月29日に、「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示」（令和6年文部科学省告示第47号。以下「改正告示」という。）が公示されました。本改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記1から3までのとおりです。

また、別添2のとおり、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用につ

いての留意事項を、別添3のとおり、Q&Aを、それぞれ作成しております。

これらの内容について御了知の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(令和元年8月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び域内の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対し周知するようお願いします。

記

1. 「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第56号。以下「告示」という。)の一部改正及び「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項」の趣旨について

義務教育段階においては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の下、公立小中学校等の教員の任命権者である都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会により、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、原則として、必要な専門性を有する教員免許を持った教師が各学校に配置されている。遠隔教育特例校制度は、このことを踏まえつつ、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等に、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とするため、中学校等を対象とした「教科・科目充実型」の遠隔授業に係る特例制度として令和元年に創設されたものである。本制度により、生徒がより専門性の高い授業を受けることが可能となり、生徒の学びの機会の充実のほか、免許外教科担任の解消や負担軽減につながること等が期待されている。

こうした中、中間まとめにおいては、以下のとおり、学びにおけるオンラインの活用に関する基本的な考え方を示すとともに、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組として、遠隔教育特例校制度について、学校現場の創意工夫が發揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、高等学校と義務教育段階の違いを十分に踏まえながら、必要な要件や留意点について整理しつつ、制度の見直しを行うことについて提言されている。

- ・オンラインの活用は、多様な人々とのつながりを実現するほか、教科等の学びを深めたり、個々の児童生徒の状況に応じた学びや家庭学習の支援を通じた学校と家庭のシームレスな学びを可能としたりするなど、様々な活用場面や効果が指摘されており、これからの中学校の在り方の実現にも資することであること
- ・オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切であること
- ・義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものとして位置付けられるべきであること
- ・「教育現場におけるオンライン教育の活用」(令和3年3月29日内閣府特命担当大臣(規制改革)、文部科学大臣)において確認された内容を十分に踏まえる必要があること
また、「規制改革中間答申」において、
- ・義務教育段階において、遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教師は、普通免許状を有する教師のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教師や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教師であっても、制度上の問題がないことを明確化することとし、通知

等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知すること
・中学校において、施行規則第77条の2の規定に基づき「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫によって実施することを可能とすることとし、通知等の所要の改正を行うこと

とされている。

以上を踏まえ、改正告示は、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校の創意工夫による実施を可能とするとともに、当該授業を行う当該中学校等の教師について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第3条の2第1項の特別非常勤講師又は免許法第16条の5第2項の中学校専科担任（以下「特別非常勤講師等」という。）に教授又は実習を担任させることを可能とするほか、あわせて、生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の特別非常勤講師等も配置できることを明確化するため、所要の規定を整備するものであること。また、別添2において、改正告示施行後の中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を含め、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての留意事項を示すものであること。

2. 改正告示の概要について

- (1) 中学校等は、施行規則第77条の2（施行規則第79条の8第2項、第113条第2項及び第135条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるとされているところ、「文部科学大臣が別に定めるところ」とは、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合とすること。
- (2) 当該授業を行う者について、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であることが求められるが、①又は②のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこととすること。
 - ① 免許法第3条の2第1項の非常勤の講師である当該中学校等の教員が、同項各号（中学校等に係る部分に限る。）に掲げる事項の教授又は実習を担任する場合【第3号イ関係】
 - ② 免許法第16条の5第2項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する場合【第3号ロ関係】
- (3) 生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の教員を配置することとすること。【第4号関係】
- (4) 文部科学大臣の指定に関して必要な事項について、別に文部科学大臣が定めることとする規定を削除すること。
- (5) 上記（1）から（4）までの改正は、令和6年4月1日から施行すること。【改正告示附則関係】

3. 改正告示に関する留意事項について

- (1) 改正前の告示において、中学校等は、告示に基づく文部科学大臣の指定を受けることで、「遠隔教育特例校制度実施要項」（令和元年8月21日文部科学大臣決定、令和4年8月19日最終改正。以下「実施要項」という。）にのっとり、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとされているところ、2(1)の改正は、告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合には、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を可能とするものであること。
- (2) 都道府県教育委員会等においては、公立中学校等の教員の任命権者として、学校の設置者と連携を図りながら、公立中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の適正な実施に関して、適切に関与することが求められること。国立及び私立の中学校等についても、同様に、それぞれの教員の任命権者及び学校の設置者において、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の適正な実施に関して、適切に関与することが求められること。
- (3) なお、中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業は、1のとおり、義務教育段階においては、公立小中学校等の教員の任命権者である都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会により、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、原則として、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されることを踏まえつつ、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等に、生徒がより専門性の高い授業を受けることができるよう、生徒の学びの機会を充実する観点から実施するものであることから、今般の制度改革後も、中学校等にその実施を義務付けるものではなく、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合に、実施可能とするものであること。このことを前提として、今後、文部科学省において、各中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について調査を行うことを予定しており、各中学校等の設置者及び各中学校等の教員の任命権者においては、各学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に把握いただきたいこと。
- (4) 改正前の告示において、当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であることとされているところ、2(2)の改正は、当該授業を行う者について、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しない場合として、新たに当該中学校等の特別非常勤講師等を規定すること。
- (5) 2(2)①の改正は、免許法第3条の2第1項の特別非常勤講師を、当該授業を行う者とすることを可能とするものであるが、これは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出られた教科等の領域の一部を当該特別非常勤講師が教授又は実習を担任する場合に限られること。この場合において、当該特別非常勤講師が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令を行うなど、受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。
- (6) 2(2)②の改正は、免許法第16条の5第2項の中学校専科担任を、当該授業を行う者とするすることを可能とするものであるが、これは、当該中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等の教授又は実習を担任する場合に限られること。この場合において、当該中学校専科担任が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令を行うなど、受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。
- (7) 改正前の告示において、生徒が当該授業を履修する場所に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員を配置することとされているところ、2(3)の改正は、中学校の教員の免許状を有する教員に加え、当該中学校等の特別非常勤講師等も配置できることを明確化することであること。
- (8) 2(4)の改正を踏まえ、実施要項は令和6年3月31日をもって廃止すること。なお、改正

告示の施行前に実施要項に基づき文部科学省に令和6年度の遠隔教育特例校の申請及び実施計画の変更を提出した学校においては、改正告示の施行後、告示に示す基準、別添2及び別添3の趣旨を踏まえて、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。

- (9) 改正告示の施行前において、現に遠隔教育特例校として文部科学大臣の指定を受けている中学校については、実施要項5（1）～（3）に記載の内容について、当該中学校の管理機関においては、実施要項5（4）及び（5）に記載の内容について、それぞれ引き続き対応いただきたいこと。なお、このうち実施状況の把握・検証の結果については、現在文部科学省より、該当する管理機関に別途調査に関する連絡を行っているところであり、適切に対応いただきたいこと。
- (10) 上記に記載の内容も含め、改正告示の施行後における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項の詳細については、別添2及び別添3を参照すること。

【別添1】学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示（令和6年文部科学省告示第47号）

【別添2】義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項

【別添3】「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に係る留意事項」に関するQ&A

【参考】「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（令和5年12月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/090/toushin/mext_00001.html

【参考】「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00541.html

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
教育制度改革室 戦略企画係

電話： 03-5253-4111（内線 3570, 3749）

Email: syokyo@mext.go.jp

○文部科学省告示第四十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第一百十三条第二項及び第一百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第一百十三条第二項及び第一百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるのは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。

一・二 「略」

三 当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しない。

イ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号。以下「免許法」という。）第三条の二第一項の非常勤の講師である当該中学校等の教員が、同項各号（中学校等に係る部分に限る。）に掲げる事項の教授又は実習を担任する場合

ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する場合

四 生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の教員が配置され、前号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと。

五・七 「略」

改 正 前

1 学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第一百十三条第二項及び第一百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるのは、文部科学大臣が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認めて、当該中学校等を指定する場合とする。

一・二 「同上」

三 当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

四 生徒が当該授業を履修する場所に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、前号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと。

五・七 「同上」

「項を削る。」

2 前項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた 遠隔教育の活用に係る留意事項

「学校教育法施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件を改正する告示」(令和 6 年文部科学省告示第 47 号。以下「改正告示」という。)が、令和 6 年 3 月 29 日に公示されたこと等を踏まえ、改正告示施行後の中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を含め、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての留意事項を以下のとおりお示しますので、留意くださいようお願いします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)を、免許法とは教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)を、告示とは改正告示による改正後の「学校教育法施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第 56 号)を、それぞれ示すものとします。

第 1 義務教育段階における遠隔教育の活用に係る留意事項

【遠隔教育の主な類型について】

- 1 ここでいう遠隔教育とは、対面でのクラウド上の教材活用等は含まず、専ら遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育を指すものであること。
- 2 義務教育段階における遠隔教育については、「合同授業型」、「教師支援型」又は「教科・科目充実型」の遠隔授業の類型のほか、不登校児童生徒や病気療養児など、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等が主に挙げられること。このうち、告示を踏まえた「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項の詳細は第 2 のとおりであること。

このほか、「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」(令和 5 年 12 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ)のほか、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について(通知)」(令和 3 年 3 月 19 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和 5 年 3 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)等を参照されたいこと。

- 3 これらの類型は便宜上整理したものであり、各学校や教育委員会においては、本留意事項の内容を十分に踏まえつつ、過度に型にとらわれることなく、1 人 1 台端末とクラウドを活用し、児童生徒がオンライン上の多様な教材や情報等にアクセスすることなども含め、それぞれの学校現場の創意工夫に基づき柔軟な取組を進めていくこと

が期待されること。

【遠隔教育の活用の趣旨について】

- 4 遠隔教育の活用に当たっては、義務教育段階の児童生徒は、学力や意欲、家庭環境等がより多様な児童生徒が在籍していることに加え、心身の発達上の変化が著しく、児童生徒一人一人の成長や発達等の多様化が進展している状況にあることに留意する必要があること。特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等に応じてきめ細かな指導・支援を行うこと等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育と児童生徒の安全・安心の保障のため不可欠であることを踏まえ、義務教育段階における遠隔教育は、学びのツールの一つとして、教育の質の向上や児童生徒の学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切であること。
- 5 遠隔教育は、学校や教師に代わるものではなく、対面による指導の中で遠隔教育を適切に組み合わせることで、児童生徒の興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師を支援し、児童生徒の学習をより充実させるものとして位置付けられるものであり、児童生徒のいる教室には教師を配置する必要があること。
- 6 遠隔教育の活用に当たっては、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日 内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）において確認された以下の内容を十分に踏まえる必要があること。
 - ・各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達段階に応じて、オンライン教育を有効に活用して、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならないこと。
 - ・児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること及び教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要があること。
 - ・オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に發揮されるよう、学校現場を後押しすると同時に、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めること。

【遠隔教育の活用の推進に当たっての環境整備について】

- 7 外部人材を活用した遠隔教育を通じてより質の高い教育を実現するためには、GIGAスクール構想の着実な推進を通じた1人1台端末の着実な更新、安定したネットワークの整備等のデジタル学習基盤の整備の推進に加え、ICT支援員の配置拡充を含めた指導体制の充実等を図ることが求められること。

【その他参考となる文書について】

- 8 義務教育段階における遠隔教育の活用に当たっては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日遠隔教育の推進に向けたタスクフォース）、「遠隔学習導入ガイドブック」及び「遠隔教育システム活用ガイドブック」も参照されたいこ

と。

第2 義務教育段階における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項

【「教科・科目充実型」の遠隔授業の趣旨について】

1 義務教育である中学校段階においては、第1の4のとおり、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、生徒の状況等に応じてきめ細かな指導・支援を行うこと等を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが質の高い教育と生徒の安全・安心の保障のために不可欠であることに加え、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の下、全ての児童生徒が共通した教科等を履修できるよう、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されることが原則であることを踏まえ、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、公立中学校等の教員の任命権者として、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、域内全体において適切な指導・運営体制を整備できるよう、必要な教師を確保し、各学校に配置することが求められること。

その上で、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等において、生徒の学びの機会を充実する観点から、施行規則において、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる「教科・科目充実型」の遠隔授業を規定しているものであること。

中学校等は、施行規則第77条の2（施行規則第79条の8第2項、第113条第2項及び第135条第4項において準用する場合を含む。）に基づき、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合に、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。

以上のことから、中学校等において、生徒が受ける授業の大半が「教科・科目充実型」の遠隔授業によって行われるということは想定されないこと。また、中学校等においては、より一般的なものとしてその活用場面が想定される「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業の活用を含めて遠隔教育の推進に取り組むことが重要であること。

【関係法令等との関係について】

2 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）、施行規則、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）及び中学校学習指導要領等の関係法令等に基づく授業とすること。特に、以下のようないわゆる事項に留意すること。

（1）中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程にあっては、中学校設置基準第4条の規定等に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて同時に授業を受ける人数が40人を超えることは原則として認められないこと。

なお、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級並びに特別支援学校の中学部にあっては、それぞれ施行規則第136条又は特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）第5条第2項の規定に基づくこと。この場合においても、考慮すべき生徒数は配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。

- (2) 法第34条第1項の規定を準用する法第49条等の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。ただし、同じく法第49条等で準用する法第34条第2項及び第3項の規定等により、学習者用デジタル教科書を使用することも可能であること。また、特別支援学校の中学部にあっては、施行規則第131条第2項、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級にあっては、施行規則第139条の規定にも留意すること。
- (3) 施行規則第66条及び第67条の規定を準用する施行規則第79条等の規定に基づく学校評価の仕組みも活用し、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に評価を行うとともに、その結果についてウェブサイト等を通じて公表すること。また、生徒、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるため、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に関係者に情報提供すること。

【対面により行う授業に相当する教育効果について（告示第1号関係）】

3 告示に規定するとおり、授業の実施に当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であること。このとき、第1の4のとおり、中学校段階においては、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、生徒の状況等に応じたきめ細かな指導・支援が必要であることに留意しつつ、各中学校等においては、以下のような事項について配慮すること。

- (1) 授業中、同時かつ双方向で、配信側の教師と生徒及び生徒同士が、互いに映像・音声等によるやり取りを行うこと。
- (2) 生徒の配信側の教師に対する質問の機会を確保すること。
- (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- (4) 配信側と受信側の教師の協力により、配信側の教師の示す板書や資料等を生徒が見やすくなるよう工夫するとともに、配信側の教師が受信側の教室等における生徒のノート等の記述を確認したり、生徒同士のやり取り等の状況等を把握したりしやすくなるよう工夫すること。

【当該授業を遠隔で行うことが適切であることについて（告示第2号関係）】

4 告示に規定するとおり、実施する授業は、授業の内容や教科等の特質に照らして遠隔で行うことが適切であるものに限ること。例えば、保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、配信側の教師が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接触れることができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。

【配信側の教師について（告示第3号関係）】

5 配信側の教師は、主たる授業責任者として、受信側の教師と連携・協力し、共に授業を構築しながら、授業計画の作成や学習評価を行うこととなるため、告示に規定す

るとおり、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する者である必要があること。

ただし、

- (1) 免許法第3条の2第1項の特別非常勤講師の制度を活用して任用した教師が、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出られた教科等の領域の一部の教授又は実習を担任する場合
- (2) 免許法第16条の5第2項の中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等の教授又は実習を担任する場合

のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこと。

また、配信側の教師は受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教師が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の中学校等の教員の身分を配信側の教師に持たせる等の必要があること。

なお、当該授業の教科に関して免許外教科担任の許可を受けている者については、「教科・科目充実型」の遠隔授業における配信側の教員として当該教科の授業を担当することはできないこと。

【受信側の教師について（告示第4号関係）】

6 第1の4のとおり、中学校段階においては、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、生徒の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが質の高い教育と生徒の安全・安心の保障のため不可欠であることを踏まえ、配信側の教師と受信側の教室等との間のコミュニケーションの支援、生徒一人一人の特性や授業への参加状況に応じた声掛け等の援助も含めた机間指導、安全管理等を行う観点から、告示に規定するとおり、受信側の教室等に当該中学校等の教員を配置し、配信側の教師とともにティーム・ティーチング（複数教師による協力的指導）が行われる体制を構築する必要があること。

このとき、受信側の教師は、例えば以下に示す役割を担うことを通じて、配信側の教師と連携・協力し、共に授業を構築することが求められること。特に、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級並びに特別支援学校の中学校部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。

- (1) 生徒理解のための授業前の情報共有
- (2) 生徒と配信側の教師のコミュニケーションのフォロー
- (3) 落ち着かない生徒や集中力の切れた生徒への個別支援
- (4) 手が止まっている生徒への個別支援
- (5) 授業における説明補助
- (6) 生徒の状況について授業後に共有（生徒の見取り・評価の補助）

また、上記を踏まえ、配信側の教師と受信側の教師が授業の進め方や個々の生徒の状況等について事前に打ち合わせを行い、役割分担を明確化するなど、受信側の教師が当該役割を十分に認識し、果たすことができるよう、各中学校等において適切な対

応を講じることが求められること。

受信側の教師は、遠隔授業を実施する教科以外の普通免許状を有する教師のみならず、当該教科以外の臨時免許状若しくは特別免許状所有者、当該教科以外の教科の領域の一部について教授又は実習を担任する特別非常勤講師、当該教科以外の教科について教授又は実習を担任する中学校専科担任も含まれること。

なお、受信側の教師として当該教科の免許状所有者又は免許外教科担任が配置されている場合、特別非常勤講師が、届出を行った教科の領域の一部に関する授業の受信側の教師として配置されている場合及び中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等に関する授業の受信側の教師として配置されている場合には、施行規則第77条の2の規定に基づく特例による必要はなく、「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業として扱うこと。

【学習に支障を生じないような適切な配慮について（告示第5号関係）】

7 告示に規定するとおり、授業の実施に当たっては、機器の故障や回線の障害等により学習に支障を生じないよう行うことが必要であり、各中学校等においては、以下のような事項に配慮すること。

- (1) 配信側及び受信側の教室等に、ICT支援員などの技術補助者を配置すること。
- (2) 必要に応じて、授業実施用回線のほかに、配信側と受信側をつなぐ緊急連絡手段を別途設けておくこと。

【対面による授業を相当の時間数行うことについて（告示第6号関係）】

8 対面による指導は、生徒との信頼関係を構築することや、遠隔での指導では気付くことの難しい生徒の細かな学習の様子や学級集団の状況を直接把握すること、実験・実技指導を実施すること等の観点から重要であり、告示に規定するとおり、教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行う必要があること。ここでいう「相当の時間数」については、遠隔での指導を実施する教科等の内容、受信側の生徒数、個々の生徒や学級集団の状況、配信側の生徒の有無、配信側の教師による受信側の生徒・学級への指導歴、配信側の教師又は生徒の移動に要する日数等、個々の状況を総合的に勘案し、教育上適切な配慮がなされていると考えられる範囲内において、適切に判断すること。

【その他の留意事項について】

9 施行規則第77条の2の規定の、「授業を行う教室等」には、当該中学校等の教室のほか、当該中学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教師のみがいて、履修を行う生徒がいない場合も「教科・科目充実型」の遠隔授業に含まれること。

**「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた
遠隔教育の活用に係る留意事項」に関するQ&A**

Q1 中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A1 第2の1に記載のとおり、中学校等においては、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師による対面指導が原則となります。ただし、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合や特定の教科の免許状を有する教師の休職等に伴い年度途中に急遽短期間遠隔授業を実施する場合、習熟度別指導と組み合わせ、高度な内容を学習するグループを対象とした専門家による遠隔指導を行う場合などに、生徒の学びの機会を充実する観点から、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが考えられます。

このほか、「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」においては、義務教育においては、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されていること等を踏まえ、子供たちの興味・関心を喚起し、児童生徒の学習をより充実させるものとして、特に、プログラミングや英語等の外部人材の有効な活用が期待される分野における発展的な学習活動のほか、各教科や総合的な学習の時間等における探究的な学習活動、教科等横断的な学習等において、「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業も含む遠隔教育の活用が提言されているところですので、こうした分野における活用も期待されるところです。

また、文部科学省においては、中間まとめを踏まえ、別途、「免許外教科担任の教科等に関する指針」において、免許外教科担任の解消に向けて、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが望ましい旨を明確化することを予定しています。（「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業において外部人材を招聘したり、「教科・科目充実型」の遠隔授業において特別非常勤講師を配置したりする際に活用可能な国の事業についてはQ3を参照。）

特に技術科に関しては、「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について（通知）」（令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）等により通知しているとおり、遠隔教育の推進を通じた指導体制の一層の充実が求められているところで、それぞれの実情に応じ、免許外教科担任の解消に向けて「教科・科目充実型」の遠隔授業を適切に活用することが考えられます。

なお、令和元年度から令和5年度までに「遠隔教育特例校」として文部科学大臣の指定を受けた中学校等における主な活用事例は以下のとおりです。

- ①離島にある小規模校の生徒に対し、一部の教科について、通常は本島の学校を本務校とする教師が当該小規模校に赴き、対面で指導を行っているが、天候不順等でフェリーが出航できない日が続いた場合も想定し、実技指導を要さない内容を遠隔で指導できるように、あらかじめ体制を整備する（遠隔授業は対面指導が実施できない場合に限って活用）。
- ②当該教科の免許状を有する教師を確保できない教科について、小規模校と他の学校を遠隔でつなぎ、小規模校の生徒に対して、他の学校から遠隔で指導を行う。あわせて、受信校である小規模校の生徒が配信校に赴き、配信校の生徒と対面での合同

授業も実施する。

- ③習熟度別指導と組み合わせ、より高度な内容を学習するグループについては、教室に教師を配置した上で、特別免許状を有する専門家が遠隔で指導を行い、もう一方のグループに対しては、当該教科の免許状を有する教師による対面指導を実施する。

Q2 遠隔授業において外部人材を活用するときに留意すべきことはあるか。

A2 生徒が日々の学習内容と関連付けながら理解を深められるよう、各教科等における学習との関連付けを適切に行うとともに、外部人材と当該中学校等の教師が打ち合わせを行うなどして、生徒の学習状況や、指導を行う内容の当該教科・教育課程全体における位置づけ等について、事前に共通理解を図っておくことが重要です。

Q3 「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業において、外部人材が遠隔から授業に参加したり、「教科・科目充実型」の遠隔授業において特別非常勤講師を配置したりする際に活用できる国の事業はあるか。

A3 令和6年度においては、「補習等のための指導員等派遣事業」の「学力向上を目的とした学校教育活動支援」が活用可能です。

Q4 「教科・科目充実型」の遠隔授業における「都道府県教育委員会等の適切な関与」とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A4 中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に当たっては、第2の5に記載のとおり、兼務発令等により配信側の教師に受信側の中学校等の教員の身分を持たせるため、人事上の手続が必要となります。したがって、県費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会や指定都市教育委員会においては、この機会をとらえて、域内全体の教育水準の維持向上を図る立場から、当該中学校等のみならず、域内全体の指導・運営体制を踏まえつつ、基準に照らして当該遠隔授業を行うことが適切であるか、また、当該遠隔授業の内容や実施方法が適正なものであるかといった点を確認することが求められます。

また、都道府県教育委員会は、市区町村に対し、教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助を行うことができることから、例えば「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施するに当たって参考となる取組を紹介したり、中学校等が活用できる事業等を実施したりすること等が考えられます。

さらに、一部の都道府県教育委員会においては、都道府県立の遠隔授業配信センターを設置するに当たり、高等学校に対する遠隔授業の配信拠点とするだけでなく、中学生に対する学びの拠点とすることを目指す例もみられています。今般の制度改正により、免許法第16条の5第2項の中学校専科担任についても、配信側で授業を行う者とすることを可能としたことも踏まえ、免許外教科担任の解消という観点も含め、都道府県教育委員会等による積極的な取組が期待されます。

Q5 第2の5に関し、配信側の教師について、一定の場合においては、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこととされているが、免許外教科担任を配

置することは可能なのか。

A5 第2の5に記載のとおり、配信側の教師は、主たる授業責任者として、受信側の教師と連携・協働し、共に授業を構築しながら、授業計画の作成や学習評価を行うものであるため、免許法附則第2項の免許外教科担任を配信側の教師とすることは、本制度の趣旨に合致せず、認められません。

Q6 第2の6に関し、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教室に特別非常勤講師を配置する場合において、受信側の教師としての配置のみを目的に特別非常勤講師を新たに任用することは可能なのか。

A6 受信側の教師については、特に義務教育段階である中学校等においては、質の高い教育と生徒の安全・安心を保障するという観点から、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、個々の生徒や学級の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが不可欠であることを踏まえて配置するものであり、受信側の教師としての配置のみを目的として教師を任用することは、こうした観点から想定しにくいものと考えられます。

また、既に学校に配置されている特別非常勤講師を、教授又は実習を担任しようとする「教科の領域の一部」に関する事項として届出を行った事項以外に関して、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教師として配置することは可能ですが、特別非常勤講師の制度は、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、相当免許状主義の例外として、相当免許状を有しない者に教科の領域の一部の教授又は実習を担任させるための制度であることから、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教師として配置することのみを目的として新たに任用することは、制度上想定されません。

(例えば、教科Aの授業の受信側の教師として配置するためだけに、実際に担任する予定が無いにも関わらず教科Bの領域の一部の教授を担任させる特別非常勤講師を任用することは、制度上想定されない。なお、教科Aの領域の一部の教授を担任させる特別非常勤講師として届出を行った者を教科Aの授業の受信側の教師として配置することは当然可能であり、その場合には、当該遠隔授業は「教科・科目充実型」ではなく、「合同授業型」又は「教師支援型」の扱いとなる。)

Q7 免許外教科担任の解消や支援に向けて、どのような遠隔授業の活用が考えられるのか。

A7 免許外教科担任の解消に向けては、A1のとおり、受信側には当該教科に係る免許外教科担任以外の当該中学校等の教師を配置し、相当免許状所有者（特別非常勤講師や中学校専科担任を含む。以下同じ）が遠隔で指導を行う「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用することが考えられます。

また、やむを得ず免許外教科担任が授業を任せざるを得ない場合にも、受信側に当該免許外教科担任を配置しつつ、相当免許状保有者や当該教科の専門家等に遠隔で当該授業に参画してもらうことは、専門性を重視した指導が可能となり授業の質を高

める上で効果的であることに加え、免許外教科担任の支援にもつながることが期待されます。なお、このように、受信側の教師として当該教科の免許外教科担任が配置されている場合は「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業という扱いとなるため、そもそも施行規則第77条の2の規定に基づく特例による必要はありません。

さらに、免許外教科担任の負担軽減のため、当該教科に係る全ての授業を当該免許外教科担任が担当するのではなく、当該教科の領域の一部（例えば、「技術」の中の「プログラミング」に係る授業）について、相当免許状保有者が遠隔で指導し、その間の受信側教師として、当該免許外教科担任以外の教師を配置することも考えられます。この場合には、施行規則第77条の2の規定に基づく「教科・科目充実型」の遠隔授業となり、必要な基準を満たす必要があることに留意が必要です。

Q8 一つの教室内において、個別最適な学びの複線化により、一斉授業や個別学習、グループ別学習等が同時並行で行われ、その中の一部において遠隔授業が取り入れられているような場合には、「教科・科目充実型」の遠隔授業となるのか。

A8 同一の教室内において、1人1台端末等を活用しながら、生徒の興味関心や習熟度等に応じ、複数の学習形態が並行して行われる中で遠隔授業を取り入れる場合、当該授業を担任する教師が各生徒の学習状況等を適切に把握し、指導しているのであれば、当該授業は「合同授業型」又は「教師支援型」の授業となり、施行規則第77条の2の規定に基づく特例による必要はありません。

Q9 複式学級を有する小学校において、他の小学校から複式学級の一方に在籍する学年の児童に対して遠隔で授業を行うことは可能なのか。その場合における教師の配置はどう考えれば良いか。

A9 小学校の児童は、個々の状況等に応じたきめ細かな指導・支援がより一層重要であることから、質の高い教育と児童の安全・安心を保障するため、配置された教師による対面指導が原則となります。

その上で、同一の教室内において、複式学級に在籍する一方の学年の児童に対して学級担任が直接指導を行っている間、もう一方の学年の児童と他の小学校の授業や外部の専門家等を遠隔でつなぐ形で、「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用した活動場面を設けることは可能です。ただし、この場合においても、当該学級の学習指導及び学習評価は学級担任の責任の下で行われる必要があることから、学級担任が作成した指導計画に基づき、対面指導と適切に組み合わせながら、学級担任が児童の学習状況等を適切に把握し、指導することが可能な範囲内で実施することが想定されます。

したがって、例えば学級担任が児童の学習内容や学習状況を把握せず、他の小学校の教師や外部の専門家が授業の大部分を遠隔で指導するなど、学級担任の責任の範疇を超えて、児童に対して遠隔から実質的に指導しているとみなされるような運用は適切ではありません。

なお、小学校においても、児童のいる教室に配置される教師は、普通免許状を有する教師のみならず、臨時免許状又は特別免許状所有者や、特別非常勤講師の制度を活用して任用した教師や専科担任も含まれます。